

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、山形県知事及び山形県病院事業管理者から、令和6年9月3日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和6年11月22日

山形県監査委員 奥 山 誠 治
 山形県監査委員 高 橋 啓 介
 山形県監査委員 松 田 義 彦
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

監査対象機関	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
庄内総合支庁 総務企画部	予算の計画的・効率的執行がなされていないもの	公文書を含め業務連絡は、基本的に所属メールへ送信してもらい、書面による回覧等により、業務管理者及び業務総括者が確認することとする。また、週に1度実施している係打合せを活用し、係員の業務の進捗状況や課題を把握し、係全体でサポートできる体制を整えることとし、組織として再発防止に努める。
庄内総合支庁 産業経済部	前年度会計の監査において指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、措置又は改善を行っていないもの	債権者に対しメールでの請求書の送付先を所属メールアドレスに対し行うよう依頼したほか、今後は、納品チェックシートに「請求書受理」及び「支出依頼」の欄を追加し、担当者・業務総括者が確認するようにチェック体制を見直し、再発防止に努める。
	前年度会計の監査において指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、措置又は改善を行っていないもの	従来チェックシートに半期払いの契約内容も記載し、担当者のほか複数名で毎月定期的に確認することにより、支払い状況管理を徹底し、再発防止に努める。
庄内総合支庁 建設部	収入の調定が適切でないもの	占用料算出調書を何年度単価なのか分かるように修正するとともに、占用料算出調書作成時（前年度）及び調定時（新年度）における道路担当者2名の二重確認を徹底し、再発防止に努める。
村山総合支庁 保健福祉環境部	関係法令等に準拠して適正に処理されていないもの	令和5年4月から、事務処理方法を一部見直し（受付処理簿、返還一覧表）、業務管理者等によるチェック体制を再徹底した。 業務を可視化できる抜本的な再発防止策として、新たな課内共通の様式を設け、令和5年11月頃から準備を進め、令和6年4月から本格的に運用している。

水大気環境課	支出事務が適切でないもの	<p>新たに作成した「支払事務執行一覧表」により、新規事業を含む全ての支払い事務を可視化した。</p> <p>事務主任者及び業務統括者は、支払事務執行一覧表及び事務執行チェックシートを毎月確認し、請求書の提出漏れ及び支払い事務の遅延が発生しないよう進捗を管理する体制とした。</p>
商業振興・経営支援課	補助金等の交付事務が適切でないもの	<p>補助金額の額の確定を行い、補助金を交付する際は、課内複数人により十分に確認を行いチェック機能が働く体制とした。</p>
病院事業局	入札事務が適切でないもの	<p>入札補助者として経理事務担当職員を最低1名充てることとしたほか、入札事務誤りが発生しやすいと考えられる事項やチェック項目等を追記した病院事業局独自の入札執行手順、入札執行者及び入札補助者が入札執行の各段階において確認すべき事項をリスト化した病院事業局独自のチェックリスト、「税抜」「税込」を書面上明示し入札書と比較すべき金額を目立つ表記とした予定価格書の標準例を定めた。</p>
中央病院	執行管理体制が適切でないもの	<p>契約相手方と契約日に契約保証金を免除したことについて覚書を交わした。</p> <p>契約相手方から契約書様式が示された場合にも、原則、標準例に準拠した契約書を作成することとし、標準例によることができない場合においては、契約担当者及び審査担当者が契約書の内容を確認し、契約保証金の事項を記載するように求めることを徹底することとした。</p> <p>令和6年度の審査担当職員について、会計局会計課主催の会計事務新任職員研修会に参加し、知識の向上を図った。</p>